

長崎県における 建設リサイクル法に関する指針

平成14年5月

1 指針策定の必要性

特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等を促進するため、この指針を策定する。この指針が対象とする範囲は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）施行令第2条第1項各号に掲げるものとする。

2 建設リサイクルの基本理念

- ①大量生産、大量消費、大量廃棄の考え方を改める。
- ②資源循環型社会の構築を目指す。
- ③建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選定、建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等の各段階におけるそれぞれの関係者の役割を果たす。
- ④廃棄物の発生抑制、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化の徹底、再生資材の利用の徹底を図る。

3 建設リサイクルの基本的考え方

「循環型社会形成推進基本法」に基づき廃棄物対策についての優先順位を次のように定める。

- ①発生の抑制
- ②再使用
- ③再生利用（マテリアルリサイクル）
- ④熱回収（サーマルリサイクル）
- ⑤適正処分

4 建設リサイクルの促進に関する基本的方向

(1) 分別解体等の促進についての基本的方向

分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類

ごとに分別し、再資源化等を促進するためには、分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

特に、解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、施工者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(2) 再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を考えると、その再資源化等の促進を図ることが重要であるから、対象建設工事のみならずそれ以外の建設工事に伴って生じた建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。

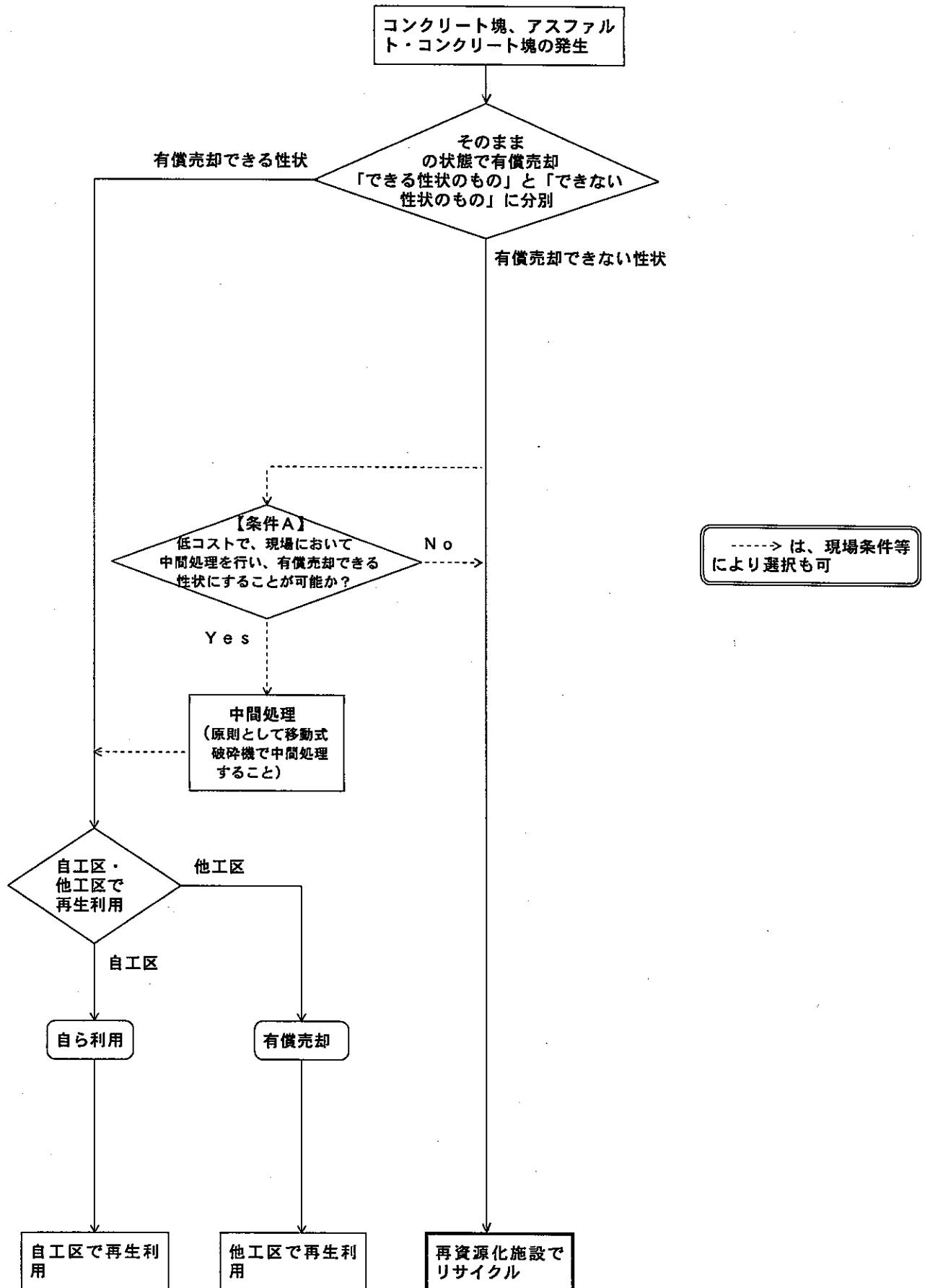
したがって、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って発生した建設資材廃棄物について再資源化等の実施に努めるものとする。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等の促進に努めることとする。

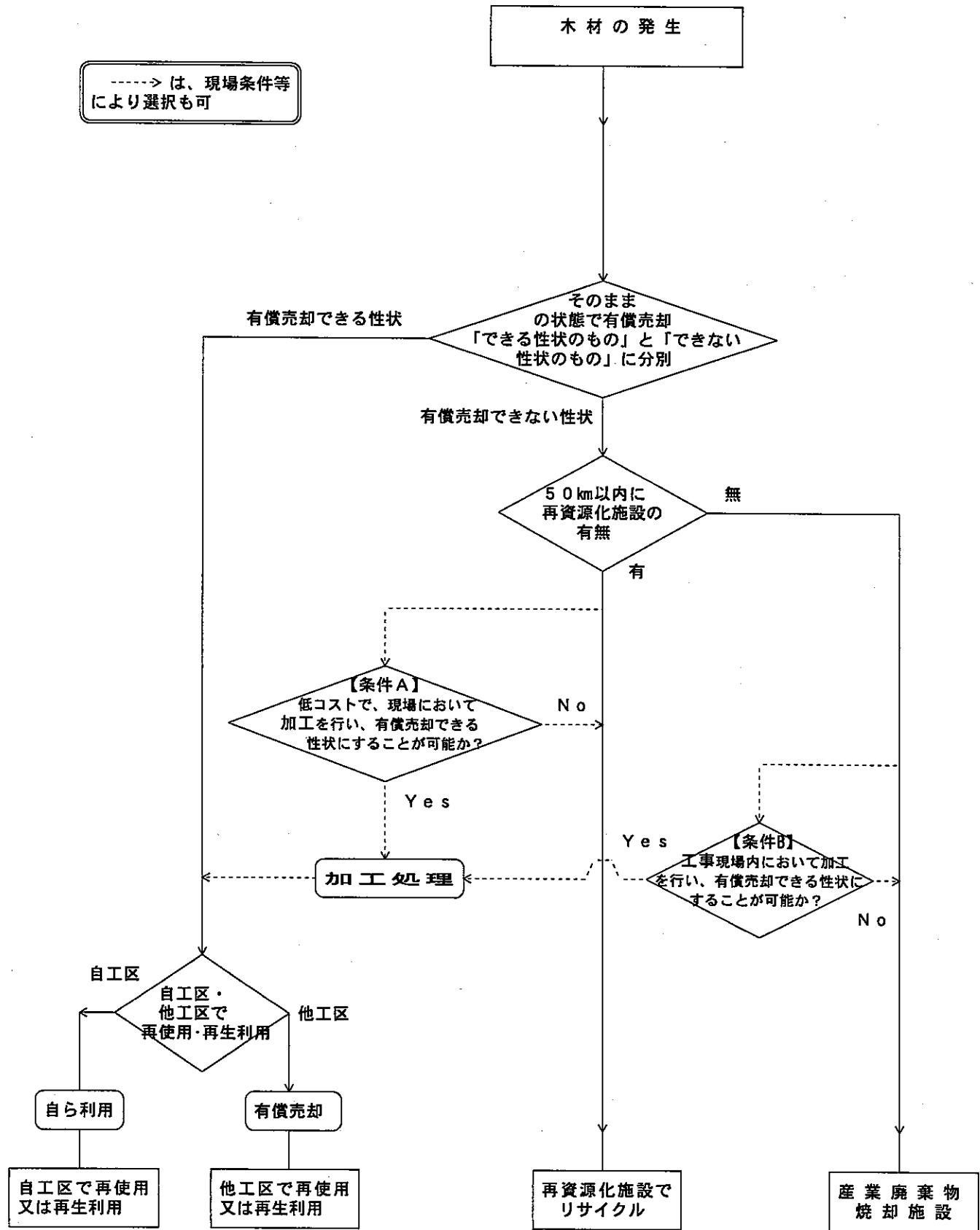
なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び再資源化等に関する費用を低減することが必要である。

(3) 特定建設資材廃棄物の処理の基本的フロー

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊についての流れ



2) 木材のリサイクルの流れ（民間工事用）



[条件A]

- ・低コストとは、発生現場において中間処理した費用（処理費+運搬費）が最寄りの再資源化施設へ搬出処理した費用（処理費+運搬費）より安価になることをいう。
- ・有償売却できる性状のものとは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。

[条件B]

- ・工事現場内とは、当該工事箇所、工事路線又はこれらに接続している隣地の範囲内を指すものとし、トラック等により道路を経由して運搬を行わない範囲とする。

5 排出抑制に関する関係者の役割

リサイクルを推進するためには、関係者がそれぞれの立場に応じた役割を果たすことが重要である。

□関係者の役割

	基本的方向	発生抑制	再資源化・再生材利用
関係者全体	適切な役割分担の下でそれが連携しつつ積極的に参加	適切な役割分担の下でそれが連携しつつ積極的な取り組み	再生資材の需要の創出及び拡大への積極的な取り組み
建築物等の所有者		①適切な維持管理及び修繕 ②建築物等の長期的使用	
建設資材の製造に携わる者	①端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造 ②建設資材の材質、品質等の表示 ③再資源化が困難となる素材の不採用	①工場等でのプレカット等の実施 ②建設資材の耐久性の向上 ③建設資材の修繕の実施及びそのための体制の整備	①再生資材をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造
建築物等の設計に携わる者	①端材の発生が抑制される設計 ②分別解体等の実施が容易となる設計 ③再資源化等の実施が容易となる設計	①構造躯体等の耐久性の向上 ②維持管理、修繕の容易化等長期使用に資する設計 ③端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択	①再生資材をできる限り利用した設計 ②再生資材の利用について発注者の理解を得る
発注者	①元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体及び再資源化等の実施について明確な指示 ②解体費用の適正な負担	①建築物等の長期的使用に配慮下発注 ②建設工事に使用された建設資材の再使用への配慮	①再生資材をできる限り選択
元請業者	①中心的役割を担っていることを認識 ②下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示 ③下請負費用の適正な負担	①端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の再使用への配慮 ②端材の発生の抑制、再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築 ③建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備	①再生資材をできる限り利用 ②再生資材を利用することについての発注者の理解を得る
建設工事施工者	①発生抑制、分別解体等及び再資源化等の適正実施 ②施工方法の工夫 ③適切な建設資材の選択 ④施工技術の開発		
建設資材廃棄物の処理を行う者	①建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施		①再生資材の品質の安定及び安全性の確保
県	①計画的な再資源化等の促進及び再生資材の利用促進・必要な調査、情報提供、普及啓発等	①自ら建設工事の発注者となる場合において建設資材廃棄物の排出抑制を率先して実施	①必要な調査、情報提供、普及啓発等 ②再生資材を率先利用
市町村	①国及び県の施策と相まって必要な措置	①国及び県の施策と相まって必要な措置	①国及び県の施策と相まって必要な措置

6 再資源化等に関する目標および再資源化等の促進のための方策

(1) 再資源化等の目標値

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度の再資源化率
コンクリート塊	95 %
建設発生木材	95 %
アスファルト・コンクリート塊	95 %

(2) 再資源化促進方策

特定建設資材の例を示す。

①コンクリート

● 破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行い、再生クラッシャーラン、再生骨材等に再資源化する。

● ケーソン中詰材として再利用する。

②木材

● 木炭製品にリサイクルし、調湿・脱臭材、土壤改良材等へ商品化する。

● チップ化・堆肥化させ、法面緑化用厚層基材吹き付け緑化資材として再利用を図る。

● チップ化し、公園内のマルチング材として再利用する。

● チップ化し、パルプ材・緑化基盤材として再利用する(加工時に腐熟促進剤を添加し、早期の完全腐熟を行い、かつ腐臭も発生しない技術)。

● チップ化し、木質ボードに再利用する。

③アスファルト・コンクリート塊

破碎、選別、混合物除去、粒土調整等を行い、再生加熱アスファルト混合物、再生資材等に再資源化する。

7 リサイクル材の利用の促進

(1) 基本的考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再生資材を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、再生資材需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、再生資材の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

(2) 公共事業での率先利用

再生資材の利用を促進するためには、民間の具体的な取り組みの先導的な役割を担う点から、再生資材を公共事業において率先して利用し、その需要量を拡大することが極めて重要である。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該工事現場から 40km の範囲内で再生クラッシャーラン等が入手できる場合は、利用用途の要求品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から 40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内で再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用用途の要求品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とする等の方策を講ずることとする。

また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用用

途の要求品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の拡大に努める。

なお、建設発生木材を原料とする再生資材については、利用用途の拡大を検討し、利用促進を図ることとする。

さらに、その他の用途についても、再生資材の利用の促進が図られるよう積極的な取り組みを行うものとする。

おって、市町村の事業についても、国の直轄事業及び県の事業における再生資材利用促進のための方策に準じた取り組みを行うものとする。

8 リサイクルに関する知識の普及

(1) 普及・啓発

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生資材の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の発生の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼす恐れのある物質の環境への発生の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再生資材の利用の促進のためには、広範な県民の協力が必要である。そのため、県及び市町村は、環境の保全に資するものとしてこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することにつ

いての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要である。同時に、発注者が再生資材ができる限り利用することも重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じてリーフレットなどを作成して配布するとともに、講習会などを実施するものとする。

(2) 情報提供

県は、建設リサイクル法に関する情報をインターネット等を活用して提供していくものとする。

9 その他

(1) リサイクル法関係法律の体系

これまでに施行されている法律の関係は以下のとおりである（平成 14 年 3 月 31 日現在）。

